

第一九回

参第一六号

昭和二十九年の夏季の賞与に対する所得税の臨時特例に関する法律（案）

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項の規定に該当する個人が、同法の施行地において給与の支払をなす者（当該個人が同法第三十九条第一項又は第二項の規定により昭和二十九年中の支給に係る給与につき提出した申告書の経由先たる給与の支払者をいう。）から昭和二十九年の夏季賞与（賞与のうち性質上六月一日から八月三十一日までに支払を受けるべきものをいう。以下同じ。）及び夏季賞与の性質を有する給与（以下これらを「夏季の賞与」と総称する。）の支払を受ける場合において、当該夏季の賞与については、その金額の合計額のうち一万五千元（当該合計額が一万五千元に満たない場合は当該合計額）を限り、所得税を課さない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近の経済事情にかんがみ、昭和二十九年の夏季の賞与については、一万五千円を限り所得税を課さないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。